

平成25年9月18日

【 お知らせ 】

電子入札システムの質問状に関する注意事項について

電子入札システムにより契約先を決定する案件については、システムの質問受付機能により仕様書等に関する質問状を受け付けていますが、質問状の内容により入札参加者を類推されるなど入札の公正な執行の妨げとなる事態の発生を防止するため、下記のとおり取り扱いを定めました。

指名通知書、入札公告文等にこの禁止事項に関する記載がない場合でも、この取り扱いの対象となりますので十分にご注意ください。

記

1. 質問状への記載を禁止する事項

質問内容（質問題名、説明要求内容等を含む。）及びその他の付随する内容（質問書の添付ファイルの内容、添付ファイル名等）に、特定の企業名や個人名など、入札参加者又は入札参加予定者等を特定し得ると判断される情報を記載すること。

2. 対象となる契約事務

八潮市が電子入札システムを使用して実施するすべての契約先選定事務（総合評価方式入札、随意契約を含む。）

3. 禁止事項に反した質問が判明した場合の取り扱い

当該契約案件の内容等の事情を考慮したうえ、入札中止、見積合わせ中止、特定の業者の入札書又は見積書の提出無効等の措置を行う。

4. 適用開始日

平成25年9月20日以降に入札又は見積合わせを実施する案件から適用する。

【問い合わせ】

八潮市役所

税財政部 財政課 物品契約係

電話 048(996)2111

内線 445・496